

令和2年4月1日版

厚生労働大臣指定

静岡県東部総合美容専門学校学則（改定版）

〒411-0039 静岡県三島市寿町3番42号

電話（055）975-2236

FAX（055）975-2192

第1章 総 則

第1条（名称）

本校は、静岡県東部総合美容専門学校という。

第2条（位置）

本校は、静岡県三島市寿町3番42号に置く。

第3条（目的）

本校は、教育基本法の精神に則り学校教育法、美容師法に従い、優秀な美容師を育成することを目的とする。

第4条（課程、修業年限等）

課程名、学科名、昼夜の別、修業年限、総定員・入学定員、学級数及び入学資格は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員(学級数)	総定員(学級数)	入 学 資 格
専門課程	美容学科	昼	2ヶ年	80名(2学級)	160名(4学級)	学校教育法第90条に規定する者、又は同等以上の学力があると認められた者

2. 本校は、前項とは別に県内東部地域を対象に次の附帯事業を行うものとする。

部 名	学科名	修業年限	入学定員(学級数)	総定員(学級数)	入 学 資 格
通信課程	美容学科	3ヶ年	40名(1学級)	120名(3学級)	学校教育法第57条に規定する者又は同等以上の学力があると認められた者で、美容所の従業員

・細部は別に細則で定めるが、通信教育指導の一部は、社団法人日本理美容教育センターに委託し、学校教育法第90条に規定する者等に該当しない入学者（中学校卒業生等）は、厚生労働省令に定められた入学試験及び入学後の講習を受けなければならない。

第2章 学年、学期及び休業日

第5条（学年）

本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6条（学期）

学期は次の3学期とする。

第1学期 4月 1日から 8月15日まで

第2学期 8月16日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

第7条（休業日）

休業日は次の通りとする。ただし校長は必要があると認めた場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 学年始め休業（4月1日から同月10日までの間において校長が定める期間をいう。）
- (4) 夏季休業（7月15日から9月15日までの間において校長が定める期間をいう。）
- (5) 冬季休業（12月15日から翌年1月15日までの間において校長が定める期間をいう。）
- (6) 学年末業（3月1日から同月31日までの間において校長が定める期間をいう。）
- (7) その他特別の事情があるときは臨時に授業を行わないことができる

2 校長は、前項第3号から第7号までに規定する休業日を定めようとするときは、その期間を理事会で報告しなければならない。

第8条（始業、終業の時刻）

本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

午前9時から午後4時00分まで

第3章 教育課程及び授業時数

第9条（教育課程、標準授業時数及び成績評価）

本校の2ヶ年間の教育課程及び授業時数は別表による。

2. 教科課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。
3. 本校3ヶ年間の通信教育課程及び面接授業時数は別表による。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

第10条（認定の基準）

本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、学習評価の上認める。

なお、成績評価及び進級・卒業の認定基準については別に定める。

第11条（卒業証書等の授与）

校長は所定の課程を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。

2. 必要により、校長は所定の課程の一部を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した修了証書を与えることができる。
3. 前条により、衛生専門課程美容学科を修了した者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

第5章 入学、退学、転学及び休学

第12条（入学）

入学は、昼間課程は4月とする。

入学者は性行善良、身体強健であり、専門課程に入学することができる者は、学校教育法第90条に規定する者、又は18歳以上で同等以上の学力があると認められた者とする。

2. 入学志願者は、入学願書、入学資格を証明する書類、推薦入学志願者の場合は推薦書、写真及び第18条に定める入学検定料を添えて願い出なければならない。
3. 前項の手続きを終えた入学志願者に対して、入学試験を行い、入学合格者を決定する。

第13条（退学、転学）

退学又は転学しようとする者は、その理由を付して、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

第14条（転課）

転課しようとする者は、転課願を校長に願い出なければならない。

2. 前項の転課願があったときは、校長は特別の理由があると認め、かつ転課後必要な単位を修得する見込があるときに限り、許可することができる。

第15条（転学の受入れ）

他の養成施設から転学を希望する者のあるときは、校長は欠員のある場合に限り、在学証明書及び指導要録の写の送付を求めて、転学を許可することができる。

第16条（休学）

校長は病気その他やむを得ない理由により、引続き1ヵ月欠席し、なお2ヵ月以上欠席を要すると認められている者が休学を願い出た場合には1年以内に限り、休学を許可することができる。

2. 校長は、教育上必要があると認めたときは、1年以内を限り、休学を命ずることができる。
3. 前項の者が、復学しようとする場合は届け出て復学することができる。

第6章 職員組織

第17条（職員組織）

本校の職員組織は次のとおりとする。

- (1) 校長
 - (2) 教員 5名以上
 - (3) 講師 2名以上
 - (4) 事務職員 1名以上
 - (5) 用務員 1名
 - (6) 学校医 1名以上
2. 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第7章 入学料、授業料その他

第18条（昼間課程の授業料、入学検定料等）

昼間課程の授業料、入学検定料等は下記のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 入学検定料 | 15,000 円 |
| (2) 入学料（入学時） | 100,000 円 |
| (3) 施設設備費（入学時） | 120,000 円 |
| (4) 教育充実費（入学時） | 110,000 円 |
| (5) 授業料（月額） | 34,500 円 |
| (6) 実習費（月額） | 14,000 円 |
| (7) 維持費（年額） | 20,000 円 |
| (8) 校友会費（年額） | 5,000 円 |

2. 授業料、実習費、維持費は年額を4期分納とする。

第19条（授業料の減免）

校長は特別な事由があると認めたときは、入学料・授業料等の全部又は一部を減免することができる。

第20条（返還）

入学手続き後、入学までの間に入学辞退があった場合、既に納付された入学検定料、入学料、施設設備費、教育充実費、授業料、実習費、維持費等は、入学検定料、入学料を除いて返還する。

第21条（附帯事業における授業料、入学検定料等）

附帯事業である通信課程の授業料、入学検定料等は下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 入学検定料 | 15,000 円 |
| (2) 入 学 料（入学時） | 100,000 円 |
| (3) 施設設備費（入学時） | 120,000 円 |
| (4) 教育充実費（入学時） | 110,000 円 |
| (5) 授 業 料（月額） | 12,000 円 |
| (6) 実 習 費（年額） | 30,000 円 |
| (7) 維 持 費（年額） | 10,000 円 |
| (8) 校 友 会 費（年額） | 3,000 円 |

*その他、各学年面接指導費 14,000 円がかかります

2. 授業料は年額を2期分納とし、実習費、維持費は入学時に納入する。

第8章 賞 罰

第22条（ほう賞）

校長は、他の学生の模範となる者をほう賞とすることができる。

第23条（懲戒）

校長は、教育上必要と認めた場合は、学生に対し懲戒を行うことができる。

但し、退学は、次の各号の1に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 雑 則

第24条（健康診断）

健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第25条（細則）

この学則の実施に関して必要な細則は、校長が定める。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日より実施する。

この学則は、以後数次の改正を経て平成23年4月1日より実施する。

この学則は、平成24年4月1日より実施する。

この学則は、平成25年4月1日より実施する。

この学則は、平成26年4月1日より実施する。

この学則は、平成27年4月1日より実施する。

この学則は、平成28年4月1日より実施する。

この学則は、平成29年4月1日より実施する。

この学則は、平成30年4月1日より実施する。

この学則は、平成31年4月1日より実施する。

この学則は、令和2年4月1日より実施する。